



搬送対象者が署名したDNARを示された場合の対応

高齢者介護施設に救急出場したところ、施設職員から搬送対象施設収容者が署名したDNAR（蘇生拒否）を示された場合に対応すればよいのでしょうか。



わが国の医療現場でもDNARが示されている場面がありますが、DNARに関するガイドラインなどは決められておらず、その判断は医療現場に任されています。

わが国の現状では、救急患者のDNAR指示を認めるべきではありません（救急救命士標準テキスト編集委員会『救急救命士標準テキスト（上）〔改訂第7版〕』236頁（へるす出版））。

DNARをめぐるトラブル

傷病者側の意思決定とされるものに従って搬送のみ実施した結果、重篤な結果あるいは死亡した場合、損害賠償

請求されるおそれがあります。

また、傷病者側の意思決定を無視して、応急処置を実施しながら医療機関に搬送した場合、本人から自己決定を侵害されたとして慰謝料請求されるおそれがあります。

どちらにせよ訴えられる可能性があります。

DNARを示されたときの救急隊員の対応

搬送対象施設収容者が署名したDNARを示された場合には、救急隊員は、次の対応をとる必要があります。

- ① 応急処置をする必要性を施設職員に対して的確に説明し、十分な説得

を行う。

- ② ①の結果、施設職員の理解を得ることができなかった場合は、救急活動記録票に蘇生拒否をする旨の詳細を記載する。
- ③ 担当医及び家族に応急処置の必要性を的確に説明し、十分な説得を行う。
- ④ ③の結果、担当医及び家族の理解を得ることができなかった場合は、救急活動記録票に蘇生拒否をする旨の詳細を記載する。

担当医、家族及び高齢者介護施設職員への説明・説得

蘇生拒否され搬送のみ実施とされた場合は、救急隊員は、的確に説明し、十分な説得を行わなければなりません。具体的には次の手順で行います。

- ① 傷病者の容態についての的確に観察する。
- ② 担当医、家族及び施設職員に傷病者に必要な処置を施し搬送することを承諾するように的確な説明・説得を行う。

日本では、DNRについてのガイドラインがないこと、傷病者本人の意思表示かどうか救急隊では判断できないこと、救急隊は、傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、傷病者の状態その他の条件から応急処置

を施さなければその生命が危険であり、又はその症状が悪化するおそれがあると認められる場合に応急処置を行い搬送することなどについて説明・説得をします。

救急活動記録票への記載等

高齢者介護施設職員、担当医及び家族への説得を十分行っても、それぞれの関係者から了承を得られず、医師の指示も得られなかった場合は、救急活動記録票に、その詳細を記録します。

救急活動記録票への記載は、万一訴訟となった場合に、救急隊員の過失責任の有無を判断する上での証拠となりますので、当時の状況がわかるように的確、かつ、客観的に記録しておく必要があります。



記載事項については少なくとも次の事項を記載しておきます。

- ① 傷病者の症状
- ② 施設職員の言動



奈良地裁平成21年4月27日判決（救急隊員が搬送しなかったことに判断誤りがあるとされた事例）

救急隊員が判断を誤り搬送しなかったことにつき消防組合に損害賠償を命じた判決（奈良地判平21・4・27判時2050・127）について教えてください。



事案の概要

平成18年11月14日、原告であるA（当時42歳・男性）は、橿原市内のスナックで飲食した後、15日午前0時30分頃店を出、何らかの原因により左顔面に強い衝撃を受けた（医療機関収容後、脳の右側頭葉の脳挫傷と左上顎洞前壁の骨折等が生じていたことが判明）。同日午前2時10分頃、橿原警察署内を歩いているところを警察官により発見され、保護（発見時、所持品がなく、靴も履いておらず、かなり酒の匂いがしていた）。Aは、鼻の周りに血をこすった跡があり、頭髪にも血がついていた。左眉に血がつい

ていたほかには、警察官が左目の周囲で異常を感じる点はなかった。警察署内の長椅子に座らせて事情聴取を試みたが何も答えなかった。そのうちに、突然嘔吐し、自分で歩いてトイレに行き、Aはトイレから出ると、警察署建物から靴を履かないまま出て、敷地境界線に沿うように歩き、敷地内を一周する形で玄関に戻ってきて、先ほどの長椅子に横になった。その間、付き添っていた警察官は住所・氏名等を聞き出した。そこで、家族に連絡し、さらに、同日午前2時57分、119番通報を行った。通報を受けた指令室員は、その日の当番医である医療機関に、警察から受け入れを打診してほしい旨要請

し、これを受けて警察官は当番医療機関に酒を飲んでいるけが人がいる旨の連絡をしたが、重症患者の手術中ということで受け入れを拒否された。

同日午前3時01分救急隊が警察署に到着。救急隊は、警察官から、当番医療機関から受け入れを拒否されたことと、発見からの経緯の説明を受けた。救急隊員が現着したとき、Aは長椅子に目を閉じて横になっており、その近くには嘔吐の跡があった。救急隊員が「わかりますか」と声をかけるも反応はなく、肩をたたくと寝返りを打った。「ここはどこかわかりますか」と尋ねると「岐阜」と答えた（警察署内で発見された日に、Aは仕事で岐阜に出かけていた）。救急隊員が「顔を拭きますね」といってAの左前額から頬にかけて拭いたところ、「痛い痛い」と叫んだ。救急隊員がAの様子を観察したところ、鼻出血があったが自然止血しており、左目周りは少し腫れていて打撲痕が確認できた。頭部の触診もしたが、痛がる様子はなかった。瞳孔に異常はなく、顔色・呼吸は正常で、橈骨で脈拍を測ったところ脈は充実しており十分に触れていた。これら観察の結果、救急隊員は、Aに付着していた血は鼻出血であり、そのほかに外傷はなく、緊急を要する症状はないと判断した。

同日午前3時13分頃、Aの家族であ

る原告Bらが警察署に到着した。警察官からこれまでの経緯について説明がまずなされた。家族らが、どこかの病院に連れていくのかを聞いたところ、救急隊員は、搬送先を探したが、アルコールが入っているためにAの受け入れ先医療機関がないことを告げ、さらに、出血はほとんど鼻出血であり、ほかに傷や外傷は見当たらず軽症であると説明し、緊急性はないと述べた。Bらは、病院への搬送を希望したが、救急隊員は搬送先がないと答えた。さらに、警察署隣の県立病院への搬送を希望したが、「かかりつけじゃないとなかなか診てくれない」と救急隊員は答えた。そのうちに、警察官がBらに対し、「自宅に帰って様子を見てもよろしいのではないですか」と言ったこともあり、BらがAに「帰ろうか」と声をかけ、Aは自身の力で立ち上がり、Bらの腕に手を添えてもらい、ゆっくりと歩いて警察署玄関を出て、家族の車に乗り込んだ。その際、救急隊員は、「本人がかなり酔っているので、寝たまま吐いたりすると窒息するおそれもあるので、その時には顔を横に向けて口の中のものを出してください」と注意を喚起し、「何か様子がおかしいと思ったらすぐに救急車を呼んでください」と伝えた。Aが車に乗り込んだのち、原告の一人でもあるAの母に、救急隊員は、「今回搬送を辞退される